

利根町子ども読書活動推進計画（第2次）



令和6年3月
利根町教育委員会

目 次

第1章	はじめに	
1	子ども読書活動の意義	2
2	計画策定の趣旨	2
3	計画策定の背景	3
	（1）子どもの読書活動に関する国・県の動向	
	（2）本町における読書の状況	
第2章	計画の概要	
1	計画の目的	10
2	計画の位置づけ	10
3	計画の期間	11
4	計画の対象者	11
5	計画の基本理念	11
6	計画の基本方針	11
7	計画の体系	12
第3章	子どもの読書活動推進のための施策	
	基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ「機会の創出」	14
	基本方針2 子どもの読書活動を推進するための「環境整備」	19
	基本方針3 子どもの読書活動を推進するための「啓発・広報活動」	22
第4章	計画の推進と進行管理	
1	関係機関との連携・協力	23
2	計画の指標	23
3	計画の進行管理	24
資料編		25

第1章 はじめに

1 子ども読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備が推進されなければならない。

(「子どもの読書活動の推進に関する法律第2条」平成13年)

近年、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は一変しました。

それに相俟って、子どもたちを取り巻く環境やライフスタイルも大きく変化しています。中でも、インターネットの普及により、いつでも、どこでも欲しい情報を手に入れることができるようになりました。このように情報化が進み利便性が向上した反面、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に費やす時間が増え、読書に親しむ時間は減るなど、子どもの読書環境や情報を収集する方法が多様化してきています。

このような状況の中で、子どもたちは読書を通じて豊富な言葉を学び、実生活では体験することのできない経験を重ねることで、感動や発見を積み重ねながら豊かな感性が育まれていきます。

子どもの発達に応じた本への興味や関心を的確に捉えて、数ある本の中から、質の高い優れた本を子どもたちに手渡し、読書の楽しみを小さいうちから伝えていくことが重要です。

家庭や地域、学校、図書館が連携し、社会全体が一体となって、子どもの読書活動を支援することで、未来を担う本町の子どもたちが、より豊かに生きていくための力になると考えます。

2 計画策定の趣旨

本町では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画」を踏まえ、子どもの視点に立った読書推進を図るため、平成28年3月策定の「利根町子ども読書活動推進計画」を改訂し、「利根町子ども読書活動推進計画（第2次）」（以下「第2次計画」という。）を策定します。

3 計画策定の背景

(1) 子どもの読書活動に関する国・県の動向

【国の動向】

政府は、読書の持つ計り知れない価値を認識して、国を挙げて子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする決議がなされました。

平成13年12月には、子どもの読書活動の推進に関する基本理念などを定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、この法律の第8条第1項の規定に基づき、平成14年8月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本的な計画」という。）を策定し、おおむね5か年にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。

現在は、令和5年3月に第五次「基本的な計画」が策定され読書活動の推進が図られています。

【県の動向】

茨城県では、平成15年に「いばらき子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、現在は、国の「基本的な計画」や茨城県のこれまでの成果や課題、子どもを取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、令和4年3月に第四次「推進計画」が策定され、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

(2) 本町における読書の状況

令和5年7月に町内の子どもたちの読書環境の現状を把握するために「読書に関するアンケート」を実施しました。

アンケートは、町内小学校2年生、5年生の児童及びその保護者、中学校2年生の生徒及びその保護者を対象に行いました。

《児童・生徒に対するアンケート調査結果》

対象者	対象人数	回答数	回答率
小学2年生	73人	66人	90.4%
小学5年生	97人	91人	93.8%
中学2年生	108人	91人	84.3%

《児童・生徒に対するアンケート調査結果の詳細》

◆ 問1 あなたは本を読むことが好きですか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
好き	56.1%	36.3%	35.2%
どちらかというが好き	27.3%	47.3%	34.0%
どちらからといえば嫌い	7.5%	9.9%	22.0%
嫌い	9.1%	6.5%	8.8%

☞ 本を読むことが「好き、どちらかというが好き」と答えた割合は、小学2年生で83.4%、小学5年生で83.6%と、ほぼ横ばいに対し、中学2年生では69.2%と減少しています。

◆ 問2 あなたは1か月に何冊くらい本を読みますか？（教科書、マンガ、雑誌を除く）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
11冊以上	28.8%	26.4%	5.5%
6～10冊	12.1%	20.9%	5.5%
3～5冊	25.8%	34.1%	27.5%
1～2冊	28.8%	12.1%	45.0%
読まない	4.5%	6.5%	16.5%

☞ 小学生に比べ中学生になると、読む本の冊数が大幅に減ってきていることがわかります。また、不読率（1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合）は、小学2年生が4.5%、小学5年生が6.5%（2学年の平均で5.5%）、中学2年生では16.5%となっています。令和4年度末の全国の不読率の割合（全国学校図書館協議会「学校読書調査」）は、小学生が6.4%、中学生が18.6%となっており、単純比較はできないものの、それに比べれば低い傾向にはありますが、不読率の減少（改善）が今後の大きな課題となっています。

（問2で、1冊以上読むと回答した方）

◆ 問2-1 本を読むときは、どのようにして手に入れますか？（答えは2つまで）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
家にある本を読む	33.0%	31.2%	28.1%
本屋さんで買う	13.8%	20.1%	46.0%
町の図書館で借りる	17.4%	12.3%	7.2%
学校の図書室で借りる	31.2%	32.5%	8.6%
友達や家族から借りる	3.7%	3.9%	9.4%
その他	0.9%	—	0.7%

☞ 小学生では「家にある本を読む、学校の図書室で借りる」と答えた割合が6割を超えており、自分の身近なところにある本を読む傾向が見られます。逆に中学生では「本屋さんで買う」と答えた割合が半数近くあり、中学生と小学生では本の入手方法に大きな変化が見られました。「町の図書館から借りる」と答えた割合が、小中学生ともに低く、図書館利用において大きな課題となりました。

(問2で、1冊以上読むと回答した方)

◆ 問2-2 読む本をどのように選んでいますか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
自分で探して	44.9%	58.1%	53.2%
図書館や学校の図書室でおすすめの本	23.4%	12.4%	7.1%
友達にすすめられて	12.1%	7.7%	10.3%
先生や家族にすすめられて	10.3%	4.7%	4.8%
流行っている本	9.3%	13.9%	21.4%
その他	—	3.2%	3.2%

☞ 読む本は「自分で探して」が小中学生とも最も多く、次に「図書館や学校の図書室のおすすめの本」で、学年が低いほどその割合が大きくなっています。

(問2で、読まないと回答した方)

◆ 問2-3 本を読まないのはなぜですか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
テレビやゲームなど、他の遊びの方が楽しい	25.0%	28.6%	52.4%
どんな本を読んだらいいかわからない	—	—	4.8%
部活や習い事などで忙しく、読む時間がない	25.0%	14.2%	19.0%
本を読むのが苦手	50.0%	28.6%	14.3%
その他	—	28.6%	9.5%

☞ 本を読まない理由として「テレビやゲームなど、他の遊びの方が楽しい」と答えた割合が、学年が上がるほど大きくなっています。一方で「本を読むのが苦手」と答えた割合は、学年が低いほど大きくなっているのが特徴としてわかります。

◆ 問3 あなたは本や紙芝居を読んでもらったことがありますか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
よく読んでもらった	42.4%	27.5%	25.3%
ときどき読んでもらった	36.4%	42.9%	50.5%
あまり読んでもらったことがない	9.1%	14.3%	13.2%
まったく読んでもらったことがない	3.0%	1.0%	1.1%
覚えていない	9.1%	14.3%	9.9%

☞ ほとんどの子どもたちが「よく読んでもらった、ときどき読んでもらった」と回答しています。

(問3で、「よく読んでもらった」、「ときどき読んでもらった」と回答した方)

◆ 問3-1 読んでくれたのは誰ですか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
家族	36.7%	28.6%	33.3%
保育園や幼稚園の先生	39.2%	33.6%	40.2%
学校や児童クラブの先生	5.1%	19.4%	17.1%
図書館の人	17.7%	14.3%	7.7%
その他	1.3%	4.1%	1.7%

☞ 読んでくれた人では「保育園や幼稚園の先生」、「家族」の順になっています。

問4 あなたは学校の図書室をどれくらい使っていますか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
週に3回以上使う	50.0%	24.2%	3.3%
週に1～2回使う	31.9%	42.9%	2.2%
月に1～2回使う	9.1%	19.8%	8.8%
ほとんど使わない	4.5%	11.0%	49.4%
使わない	4.5%	2.1%	36.3%

☞ 学校の図書室の利用は、小学生では使う割合が高く、中学生になると極端に使わなくなりました。中学校における生徒の利用が大きな課題となりました。

問5 あなたは町の図書館をどれくらい使っていますか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
月に4回以上使う	24.3%	5.4%	1.0%
月に1～3回使う	33.3%	29.7%	15.4%
ほとんど使わない	19.7%	39.6%	47.3%
使わない	22.7%	25.3%	36.3%

☞ 学年が上がるにつれ、町の図書館を使う頻度が減っています。中学生では8割強が「ほとんど使わない、使わない」と答えており、学校の図書室同様に町の図書館利用が大きな課題となりました。

(問5で、「月に4回以上使う」、「月に1～3回使う」と回答した方)

◆ 問5-1 どんな時に図書館を使いますか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
宿題など調べものをするため	33.3%	17.0%	18.1%
読みたい本を借りるため	36.8%	63.9%	36.4%
図書館の行事に参加するため	8.8%	—	—
勉強するため	17.6%	17.0%	45.5%
その他	3.5%	2.1%	—

☞ 小学生では「読みたい本を借りるため」と答えた割合が高い一方で、中学生では「勉強するため」と回答した割合が高く、小学生と中学生で利用目的に違いが見られました。

(問5で、「ほとんど使わない」、「使わない」と回答した方)

◆ 問5-2 図書館を使わないのはなぜですか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
行く時間がない	35.0%	41.3%	43.6%
遠くて行くことができない	10.0%	18.6%	8.2%
図書館の使い方がわからない	15.0%	2.5%	0.9%
読みたい本がない	20.0%	15.0%	21.8%
本に興味がない	15.0%	13.8%	19.1%
その他	5.0%	8.8%	6.4%

㊦ どの学年でも「行く時間ない」と答えた割合は高く、学年が上がるにつれ大きくなっています。また「読みたい本がない、本に興味がない」と答えた割合が一定数おり、大きな課題となりました。

◆ 問6 あなたは電子書籍を読んだことがありますか？また、読んでみたいと思いますか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
読んだ、今後も読む	27.3%	17.6%	41.7%
読んだ、今後は読まない	7.6%	5.4%	7.7%
読んでいない、今後読みたい	31.8%	48.4%	25.3%
読んでいない、今後も読まない	33.3%	28.6%	25.3%

㊦ 「今後も読む、今後読みたい」と答えた割合が半数以上を占め、学年が上がるにつれ割合が大きくなっており、電子書籍への関心の高さが窺えます。

◆ 問7 利根町図書館に希望することは何ですか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
おもしろい本を置いて欲しい	51.9%	40.6%	54.0%
調べ物や宿題で役立つ本を置いて欲しい	23.6%	24.6%	22.6%
本のことを教えて欲しい	9.4%	5.1%	4.0%
読み聞かせや映画会など行事を増やして欲しい	12.3%	21.7%	11.3%
その他	2.8%	8.0%	8.1%

㊦ どの学年でも「おもしろい本を置いて欲しい、調べ物や宿題で役立つ本を置いて欲しい」と答えた割合が高く、子どもたちの興味関心を引く選書の重要性が窺えます。

《児童・生徒に対するアンケート調査結果まとめ》

「本を読むことが好きですか？」という質問に対し、「好き、どちらかという好き」と回答した割合は、小学生では80%を超え、中学生では69.2%と減少しました。

不読率（1か月に1冊も読まない）では、小学生が2年生・5年生の2学年平均で5.5%、中学2年生が16.5%で、全国平均（小学生6.4%、中学生18.6%）に比べれば低い割合ですが、不読率の減少（改善）が、今後の大きな課題となりました。

本を読まない理由としては、小学2年生が「本を読むのが苦手」と半数が回答し、学年が低いほど割合が高くなっています。一方、「テレビやゲームなど、他の遊びの方が楽しい」と回答した割合は、学年が上がるほど高くなり、中学2年生では半数以上が回答しています。

子どもの小さいうちに、本を読む楽しさや習慣を定着させ、学年が上がるにつれ読書時間をどう確保していくかが課題となりました。

読む本の入手方法では、小学生では「家にある本を読む、学校の図書室で借りる」と回答した割合が60%を超え、逆に中学生では「本屋さんで買う」と回答した割合が半数近くあり、中学生と小学生では本の入手方法に大きな変化が見られました。「町の図書館から借りる」と答えた割合は、小中学生ともに低い結果となりました。

また学校の図書室の利用は、小学生では使う割合が高く、中学生になると極端に使わなくなりました。一方、町の図書館利用では、学年が上がるにつれ使う頻度が減り、中学生の83.6%が「ほとんど使わない、使わない」と回答し、学校の図書室や町の図書館の利用促進が課題となりました。

電子書籍への質問では、「今後も読む、今後読みたい」と回答した割合が半数以上を占め、学年が上がるにつれ大きくなっています。子どもたちの電子書籍への関心の高さが窺えます。

「町の図書館に希望することは？」の質問では、どの学年でも「おもしろい本を置いて欲しい、調べ物や宿題で役立つ本を置いて欲しい」と回答した割合が高く、子どもたちの興味関心を引く選書の重要性が窺えます。



「学校の図書室」表記について

アンケートの設問や回答で「学校の図書室」という表記があります。

正式には、学校図書館法によって「学校図書館」といいますが、子どもたちや保護者からは「図書室」と呼ばれていることが多いため、アンケート内では、「学校図書館」を「学校の図書室」と表記しています。

その他アンケート以外の部分では、学校の図書室を、正式名の「学校図書館」と表記しています。

《保護者に対するアンケート調査結果》

対象者	対象人数	回答数	回答率
小学2年生保護者	73人	32人	43.8%
小学5年生保護者	97人	43人	44.3%
中学2年生保護者	108人	32人	29.6%

《保護者に対するアンケート調査結果の詳細》

資料編に掲載しています。

《保護者に対するアンケート調査結果まとめ》

「お子さんが小さいころ、読み聞かせはしていましたか？」という質問に対し、「よくしていた、ときどきしていた」と回答した割合はどの学年でも高く、「読み聞かせは大切だと思う」と、ほとんどの保護者の方が回答しています。

「あなたご自身は読書がお好きですか？」の質問には、「好き、どちらかというところが好き」と回答した割合は、小学生の保護者の方が高い結果となりました。

「ご家庭で、本（読書）について話をすることがありますか？」の質問では、「よく話す、ときどき話す」と半数以上が回答しており、多くのご家庭で読書が話題になっていることが分かりました。

町の図書館の利用については、「年に数回、ほとんど利用していない」と回答した保護者が7割を超し、子どもと同様に、町の図書館の利用促進が課題となりました。

一方、町の図書館を利用されている保護者のほとんどが、子どもの本を借りるために、お子さんと一緒に利用されている方が多くおりました。

ブックスタート事業で配布した絵本の活用では、6割以上の保護者が「活用した」と回答しており、読書の楽しさの醸成や読み聞かせのきっかけづくりに、一定の効果があったと考えられます。

「子どもたちがもっと本を読むようになるには、どうすればよいと思いますか？」の質問では、どの学年の保護者も「図書館や書店へ家族で出かける」と回答した割合が高く、本と触れ合う機会を増やすことが、読書活動を推進していく上で重要な要素の一つであることが分かりました。

また中学生の保護者では、「テレビ、ゲーム、パソコンなどの時間を短くする」と回答した割合も高く、児童生徒のアンケートで、中学生が本を読まない理由の一番に「テレビやゲームなど、他の遊びの方が楽しい」と回答した結果と重なる形となりました。

第2章 計画の概要

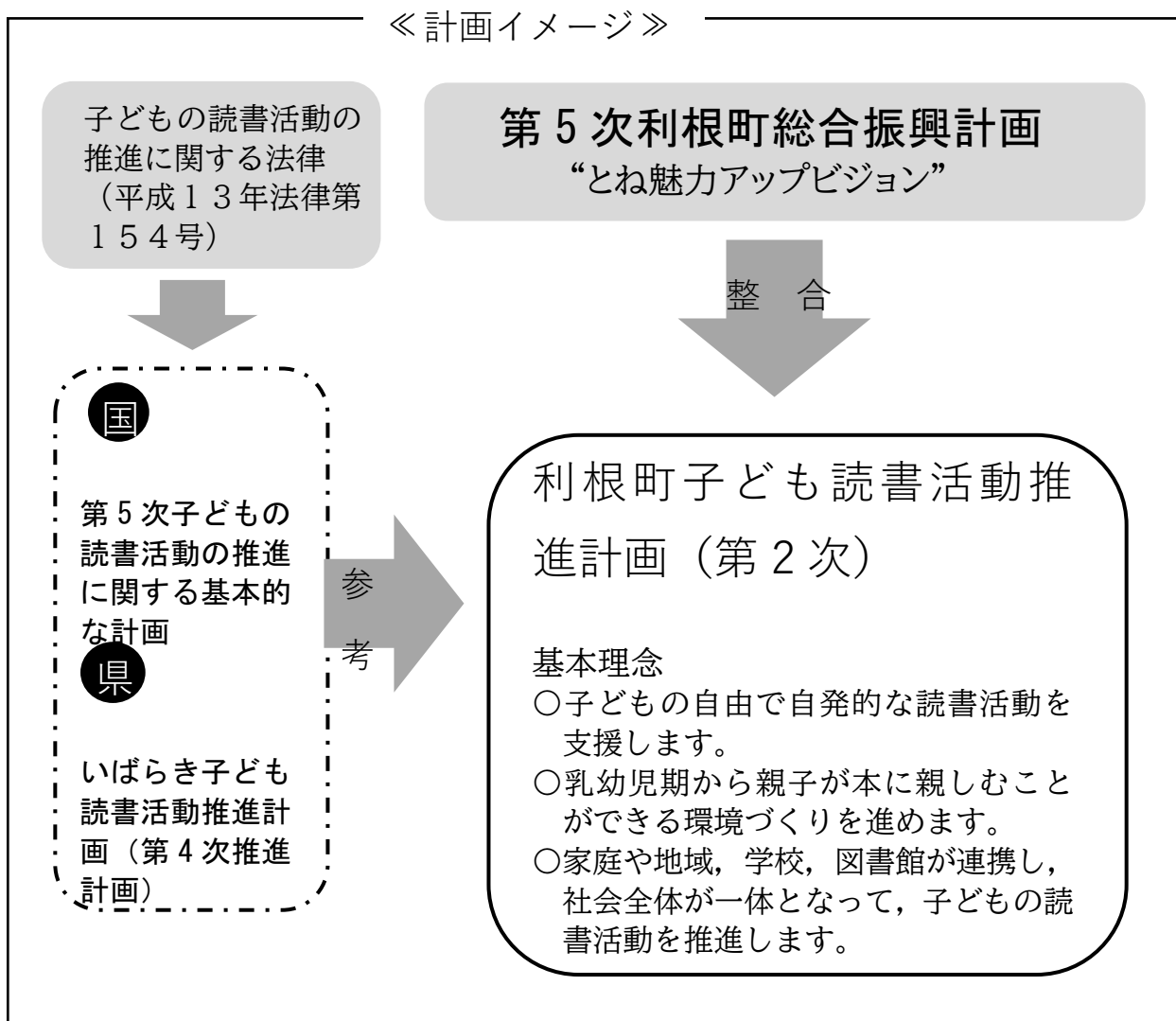
1 計画の目的

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念に則り、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行い、人生を豊かにより深く生きる力を身に付けていけるよう、家庭や地域、学校、図書館が連携し、社会全体が一体となって、子どもの読書活動の推進を図っていくことを目的とします。

2 計画の位置づけ

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）第9条第2項の規定に基づくものです。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画」を基本とし、町の最上位計画である「第5次利根町総合振興計画（とね魅力アップビジョン）」との整合性を図るものです。



3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。
なお、この計画は、今後の情勢などにより、必要に応じ随時見直しを行います。

4 計画の対象者

計画の対象者は、乳幼児から中学生とします。

子どもの読書活動の推進に関する法律第2条では、おおむね18歳以下を対象としていますが、本町では、中学生までが読書の基礎を築く大切な時期と捉え、重点的に取り組むことができるよう対象者を絞りました。

5 計画の基本理念

すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、次の基本理念を掲げます。

- 子どもの自由で自発的な読書活動を支援します。
- 乳幼児期から親子で本に親しむことができる環境づくりを進めます。
- 家庭や地域、学校、図書館が連携し、社会全体が一体となって、子どもの読書活動を推進します。

6 計画の基本方針

計画の基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げ、それぞれの項目に沿った取組をします。

○基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ「機会の創出」

子どもが読書を楽しむためには、それぞれの発達段階に応じて、読書に親しむきっかけをつくるのが大切です。特に、乳幼児期から小学生期の早い段階での読書習慣の定着が重要であると考えます。読書習慣が身につくよう、読書機会の創出に努めます。

○基本方針2 子どもの読書活動を推進するための「環境整備」

子どもが、あらゆる機会あらゆる場所で、読書に親しむ環境を整え、読書活動の推進に努めます。

○基本方針3 子どもの読書活動を推進するための「啓発・広報活動」

家庭や地域、学校、図書館が連携し、社会全体が一体となって、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。社会全体で子どもの読書活動を推進していけるよう、啓発・広報活動に努めます。

7 計画の体系

基本理念

- ◆ 子どもの自由で自発的な読書活動を支援します。
- ◆ 乳幼児期から親子で本に親しむことができる環境づくりを進めます。
- ◆ 家庭や地域, 学校, 図書館が連携し, 社会全体が一体となって, 子どもの読書活動を推進します。

基本方針 1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ「機会の創出」

施策の方向	具体的取組
1 乳幼児期における読書活動の推進	1 ブックスタート事業 2 家庭読書「家読」(うちどく)の推進 3 家庭での読み聞かせの習慣化の推進 4 読み聞かせやおはなし会等の充実 5 保育園や認定こども園における絵本の読み聞かせの実施 6 保護者へのおすすめ本の情報提供 7 町図書館リサイクルブックの活用 8 団体貸出の実施 9 絵本, おすすめ本の展示 10 赤ちゃん向けサービスの充実 11 各種講演会・イベントの開催
2 小・中学生期における読書活動の推進	1 子どもたちの読書意欲を高める読書指導と読書習慣の確立 2 学校図書館利用オリエンテーションの実施 3 職場体験等の受け入れ 4 みんなにすすめたい一冊の本推進事業(県事業) 5 読書目標を達成した児童の表彰(町事業) 6 ブックトークの実施 7 友だち等からの図書紹介活動の実施 8 学校図書館の利用促進 9 学校図書館の効果的な選書の実施 10 ティーンズ向け読書活動の推進 11 ブックスタート事業(再掲) 12 家庭読書「家読」(うちどく)の推進(再掲) 13 読み聞かせやおはなし会等の充実(再掲) 14 町図書館リサイクルブックの活用(再掲) 15 団体貸出の実施(再掲)

基本方針 2 子どもの読書活動を推進するための「環境整備」

施策の方向	具体的取組
1 家庭における読書環境の整備・充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 町図書館の利用の促進 2 読書に親しむ保護者の姿勢の醸成 3 家庭の中に本がある環境づくり
2 学校における読書環境の整備・充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校図書館と町図書館の連携による読書環境の整備と読書活動の推進 2 学校図書館資料の充実
3 町図書館における読書環境の整備・充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 読書バリアフリーの推進 2 蔵書の充実 3 ヤングアダルトサービスの充実 4 読書通帳の導入 5 児童生徒へのスムーズな図書情報の提供 6 電子書籍導入の検討 7 読書補助具の配置 8 来館できない子どもへの配送サービスの実施 9 職員研修の実施

基本方針 3 子どもの読書活動を推進するための「啓発・広報活動」

施策の方向	具体的取組
1 啓発・広報活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館情報の発信 2 出前講座の実施 3 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報 4 図書の紹介や広報活動の展開 5 家庭教育講座等での読書活動の促進や町図書館利用の周知

第3章 子どもの読書活動推進のための施策

基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ「機会の創出」

子どもが読書を楽しむためには、それぞれの発達段階に応じて、読書に親しむきっかけをつくるのが大切です。特に、乳幼児期から小学生期の早い段階での読書習慣の定着が重要であると考えます。読書習慣が身につくよう、読書機会の創出に努めます。

読書に関する発達段階ごとの特徴

(「子どもの読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ(平成30年3月)」)

① 就学前の時期(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもと、そうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出でくる場合がある。

③ 中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

施策の方向 **1** 乳幼児期における読書活動の推進

【具体的取組】

No.	区分	取組	内容	取組主体
1	継続	ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的に、3～5カ月児相談の際に絵本の読み聞かせとファーストブックを贈ります。 	町保健福祉センター 町図書館
2	新規	家庭読書「家読」(うちどく)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭読書の略の「家読」は、家族で一緒に本を楽しみ、家族のコミュニケーションを深めることを目的としています。一冊の本を家族全員で読む、子どもに読み聞かせをする、子どもが親に読み聞かせをする、本の内容について語り合うなど様々な方法があります。家庭読書の実践事例の紹介を通し、家庭における読書の習慣化を推進します。 	家庭町図書館
3	拡充	家庭での読み聞かせの習慣化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭では、子どもが保護者とふれあいながら絵本を楽しめる、家庭での読み聞かせの習慣化を推進します。 町図書館は、おすすめ本の紹介やポスター掲示、絵本の貸出等様々な活動を通じて、保護者に対し読み聞かせと読書の大切さや意義を伝えます。 	家庭町図書館
4	拡充	読み聞かせやおはなし会等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 町図書館では、読書ボランティア団体等と連携・協力しながら、読み聞かせやおはなし会等を実施し、親子で楽しめる読書活動の充実を図ります。 保護者に対して、町図書館ホームページや町公式ホームページ、町広報紙等により周知を行い、参加を呼びかけます。 	家庭町図書館
5	継続	保育園や認定こども園における絵本の読み聞かせの実施	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちに、豊かな感性や想像力、思いやりの心が育つよう、保育士・幼稚園教諭やボランティアによる絵本の読み聞かせや紙芝居等を行います。 	保育園等
6	新規	保護者へのおすすめ本の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 町図書館は、年代別のブックリストの作成や茨城県の「優良図書」、家庭教育応援ナビの「おすすめの本紹介」を活用して、おすすめ本の情報を保護者へ提供します。また保育園等を通じて、おすすめ本の情報提供を実施します。 	保育園等 町図書館

7	継続	町図書館リサイクルブックの活用	・町図書館の子ども向けリサイクルブックを保育園や認定こども園等に提供し、各施設の図書コーナーの充実を図ります。	保育園等 町図書館
8	継続	団体貸出の実施	・保育園や認定こども園へ町図書館の団体貸出を行い、子どもたちが活動する場所で本と親しめる環境整備に努めます。	保育園等 町図書館
9	継続	絵本、おすすめ本の展示	・季節や行事、年齢に合わせた絵本や読み物の展示、配置の工夫を定期的実施します。	町図書館
10	継続	赤ちゃん向けサービスの充実	・赤ちゃん向け絵本の充実に努めます。おはなし会での赤ちゃん向け絵本の紹介や読み聞かせ等を通して、親子で本に親しむ機会を提供します。	町図書館
11	拡充	各種講演会・イベントの開催	・「子ども読書の日（4月23日）」や「子ども読書週間（4月23日～5月12日）」、夏休み等の機会を捉え、幅広い年齢に適した家族で楽しめるイベント等を開催し、読書の大切さや面白さを広めていきます。	町図書館

施策の方向 2 小・中学生期における読書活動の推進

【具体的取組】

No.	区分	取組	内容	取組主体
1	継続	子どもたちの読書意欲を高める読書指導と読書習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・「本を読むことが楽しい」と子どもたちが実感できるような読書指導に努めるとともに、朝読書など教育課程に読書時間を確保します。 ・教科学習の中で計画的に学校図書館を利用する年間計画を立て、子どもの読書習慣や学校図書館の利用促進を定着させていきます。 	小・中学校
2	継続	学校図書館利用オリエンテーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・授業で学校図書館を活用するためにオリエンテーションを実施し、学校図書館の利用促進や貸出促進を図ります。 	小・中学校
3	継続	職場体験等の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校におけるキャリア教育の一環として、町図書館においての職場体験学習の一層の充実を図り、ボランティアの受け入れも積極的に行います。 ・職場体験やボランティア活動を通して町図書館利用への理解と関心を深めます。 	中学校

4	継続	みんなにすす めたい一冊の 本推進事業 (県事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生以上を対象とした茨城県の事業である「みんなにすすめたい一冊の本推進事業(※1)」を推進し、児童生徒の読書活動を活性化することにより、国語力の向上や心の教育の充実を図ります。 	小・中学校
5	継続	読書目標を達 成した児童の 表彰 (町事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県の事業である「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の対象外である小学1年生から小学3年生を対象に、年間50冊以上の読書目標を達成した児童に表彰を行います。 	小学校
6	新規	ブックトーク の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックトーク(※2)の実施などで、児童生徒が本に興味を抱くような環境づくりを進めます。 ・単元にあわせたブックトークを教職員に対し実施する等、周知に努めます。 ・学校司書がブックトークを実施できるよう、研修や見学の機会を設けます。 	小・中学校 町図書館
7	継続	友だち等から の図書紹介活 動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・おすすめ本紹介カードの作成等、大人からではなく、児童生徒同士で図書の紹介を行い、児童生徒がより図書に興味を持つ機会を設けるよう努めます。 	小・中学校
8	継続	学校図書館の 利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が本を読む習慣、本を通じて物事を調べる習慣を身に付けるために、学校図書館の利用や効果的な情報検索の方法について、学校司書が中心となり子どもたちを支援します。 	小・中学校
9	継続	学校図書館の 効果的な選書 の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・リクエストボックスや図書委員会を通じて、子どもたちの読みたい本を把握し、その本を購入するなど学校図書館の利用促進を図ります。 	小・中学校
10	継続	ティーンズ向 け読書活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ティーンズ(13~19歳)の興味・関心をひく内容や、キャリア教育に役立つ内容の行事の実施や本の紹介・展示等を行い、ティーンズが読書に親しむ機会をつくります。 ・学校図書館司書等との連携を図り、読書離れへの対応などについて検討していきます。 	町図書館
11	継続	ブックスター ト事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学1年生に本を1冊贈呈し、本に親しむ楽しさを伝えます。 	町図書館
12	新規	家庭読書「家 読」(うちどく) の推進 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭読書の略の「家読」は、家族で一緒に本を楽しみ、家族のコミュニケーションを深めることを目的としています。一冊の本を家族全員で読む、子どもに読み聞かせを 	家庭 町図書館

			する、子どもが親に読み聞かせをする、本の内容について語り合うなど様々な方法があります。家庭読書の実践事例の紹介を通し、家庭における読書の習慣化を推進します。	
13	拡充	読み聞かせやおはなし会等の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭では、子どもが保護者とふれあいながら絵本を楽しめる、家庭での読み聞かせの習慣化を推進します。 ・町図書館は、おすすめ本の紹介やポスター掲示、絵本の貸出等様々な活動を通じて、保護者に対し読み聞かせと読書の大切さや意義を伝えます。 	家庭 町図書館
14	継続	町図書館リサイクルブックの活用 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・町図書館の子ども向けリサイクルブックを小・中学校に提供し、各施設の図書コーナーの充実を図ります。 	町図書館
15	継続	団体貸出の実施 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・要望に応じて、学校図書館に不足している分野、教科書等の内容に沿った図書の充実を図るため、団体貸出等により児童生徒に向けた町図書館の蔵書の利活用を促進します。 	町図書館

※1 みんなにすすめたい一冊の本推進事業

茨城県教育委員会の事業で、小学校、特別支援学校小学部の4～6年生の児童及び中学校、特別支援学校中学部、中等教育学校前期課程の生徒を対象に実施。

小学校では、小学生版『みんなにすすめたい一冊の本』(図書の紹介本)等を活用して1年間に50冊の本を読んだ児童に県教育長賞が、3年間に300冊の本を読んだ児童に県知事賞が贈られる。

中学校では、中学生版『みんなにすすめたい一冊の本』(図書の紹介本)等を活用して1年間に30冊の本を読んだ生徒に県教育長賞が、3年間に150冊の本を読んだ生徒に県知事賞が贈られる。

※2 ブックトーク

特定のテーマに沿って何冊かの本を順序よく組み合わせ、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味を起こさせるように紹介すること。

基本方針2 子どもの読書活動を推進するための「環境整備」

子どもが、あらゆる機会あらゆる場所で、読書に親しむ環境を整え、読書活動の推進に努めます。

施策の方向 1 家庭における読書環境の整備・充実

【具体的取組】

No.	区分	取組	内容
1	継続	町図書館の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児時期から町図書館の利用登録を推進し、利用の促進を図ります。 ・町図書館は、その環境づくりに努め、児童書のより一層の充実を図ります。
2	新規	読書に親しむ保護者の姿勢の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは、読書に親しむ保護者の姿を見て、読書を身近なもの、楽しいものと感じることができます。そのことが子どもの自発的な読書活動となり、生涯にわたる継続的な読書習慣にもつながります。 ・町図書館は、その大切さを町図書館ホームページや町公式ホームページ、町広報紙等を通じて周知し、読書に親しむ保護者の姿勢の醸成に努めます。
3	拡充	家庭の中に本がある環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な所に本を置くことが、本に親しみや興味を持ち自発的な読書と読書習慣を身に付けることにつながります。その際、町図書館などの本を利用することを勧めていきます。

施策の方向 2 学校における読書環境の整備・充実

【具体的取組】

No.	区分	取組	内容
1	拡充	学校図書館と町図書館の連携による読書環境の整備と読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館と町図書館との連携を密にして、学校図書館の読書環境の整備と読書活動の推進を図り、子どもたちの読書習慣の定着に努めます。

2	継続	学校図書館資料の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館図書標準に定める冊数を基準に，小・中学校の標準冊数を満たすよう，教育活動に求められる十分な規模の学校図書館資料の充実に努めます。 ・司書教諭と学校司書が中心となり，児童生徒の興味を把握し，魅力ある蔵書となるよう努めるとともに，授業で活用できる資料の選書と，適切な除籍を行います。
---	----	------------	--

施策の方向 **3** 町図書館における読書環境の整備・充実

【具体的取組】

No.	区分	取組	内容
1	継続	読書バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・読書バリアフリー法の施行により，読むことに困難を抱える子どもたちに対する読書活動支援の充実が求められています。心身の障害や国籍，居住地による読書環境の格差が生じない読書バリアフリーを目指します。 ・町図書館では，読書バリアフリーに関する情報収集，ニーズの把握に努め，多様な資料の充実と提供を推進します。
2	継続	蔵書の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・古くから読み継がれてきた基本図書に加え，現代の子どもたちの興味を喚起する図書，学習に役立つ図書，幼児のための絵本等様々なニーズに対応した資料を収集し蔵書の充実に努めます。
3	継続	ヤングアダルトサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングアダルトコーナー（13～18歳）において，ヤングアダルトにふさわしい図書の選定に努め，計画的に蔵書の充実に努めます。 ・ヤングアダルトの興味や関心を引く内容や，キャリア教育に役立つ内容の行事の実施や本の紹介・展示等を行い，読書環境を整備していきます。
4	新規	読書通帳の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・読書通帳は，町図書館で本を借りたときに，借りた本の情報が記載され，自分だけの読書記録を作ることができます。 ・読書通帳を導入することで，町図書館利用の活性化はもとより，子どもたちの読書の定量化や読書活動へのアドバイスなどができます。 ・「読書応援グッズ」としても期待されており，読書履歴を「見える化」することで読書意欲を高める効果が期待できます。

5	新規	児童生徒へのスムーズな図書情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 学校のホームページや児童生徒のタブレット端末に町図書館の蔵書検索ページをリンクさせ、図書情報の発信に努めます。
6	新規	電子書籍導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> 電子書籍やネットニュース、メール、SNSなどの普及により、子どもたちの読書環境、読む対象や情報を収集する方法が変化しています。 町図書館では電子書籍導入を目指し、導入事例や諸問題等の調査研究を行います。
7	新規	読書補助具の配置	<ul style="list-style-type: none"> リーディングトラッカー（※1）などの読書補助具を配置し、利用方法を周知することで、読書を困難に感じている子どもの手助けをします。 学校図書館などに対しても、読書補助具配置の啓発活動を行います。
8	継続	来館できない子どもへの配送サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> 身体等が不自由なため町図書館への来館が困難で、家族の支援も難しい子どもたちを対象に、自宅まで図書等を配送する貸出サービスを行います。
9	継続	職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書活動の意義についての理解を深め、子どもの本やレファレンスに対する資質向上を図るため、町図書館職員の研修を実施するとともに、読み聞かせ、ブックトーク、レファレンス等の実践力の育成を図ります。

※1 リーディングトラッカー

読書するときに、どこを読んでいるのかがひと目でわかり、読みやすくするための定規のようなもので、読書補助具の一つ。ディスレクシアのある人や視覚障害（視野狭窄や黄斑変性等）のある人の読書をサポートするツールであるとともに、集中して読書したい人等にも便利な誰もが使えるユニバーサルデザインのツール。

基本方針 3 子どもの読書活動を推進するための「啓発・広報活動」

家庭や地域，学校，図書館が連携し，社会全体が一体となって，子どもの読書活動を推進していくことが重要です。社会全体で子どもの読書活動を推進していけるよう，啓発・広報活動に努めます。

施策の方向 1 啓発・広報活動

【具体的取組】

No.	区分	取組	内容	取組主体
1	継続	図書館情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・町図書館事業の情報を積極的に町図書館ホームページや町公式ホームページ，町広報紙等に掲載し，町図書館利用者の増加につなげます。 ・主催事業の案内をタイムリーに掲載しながら「うちどく（家読）」等のおすすめ本を広く周知し，読書啓発に努めます。 	町図書館
2	継続	出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町が実施している出前講座事業の一環として，町図書館で提供している様々なサービスの紹介に加え，家庭における読み聞かせの意義や大切さの啓発に努めます。 	町図書館
3	拡充	「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書の日（4月23日）」や「子ども読書週間（4月23日～5月12日）」等の機会を捉え，町図書館ホームページや町公式ホームページ，町広報紙等で読書の大切さや面白さを広めていきます。 	町図書館
4	継続	図書の紹介や広報活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館や町図書館では，学校だよりや町広報紙等で広く図書を紹介します。 ・図書の展示や掲示物の作成を通じて図書の紹介に努めます。 	小・中学校 町図書館
5	継続	家庭教育講座等での読書活動の促進や町図書館利用の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・本を介した子どもとの関わり合いを楽しみながら，家庭で子どもの読書習慣を身に付けることができるよう，家庭教育講座の中で保護者が読書に理解を深める講座を開催します。 ・町図書館は，講座等の様々な機会を活用し，家庭での読書活動の促進や町図書館の利用方法の周知を行います。 	生涯学習課 町図書館

第4章 計画の推進と進行管理

1 関係機関との連携・協力

子どもの読書活動の推進にあたっては、家庭、地域、学校及び図書館や、子どもの読書活動を推進しているボランティア活動団体が、緊密に連携・協力していくことが重要です。子どもが自由で自発的に読書活動を行うことができるよう、関係機関との連携・協力を図りながら支援していきます。

2 計画の指標

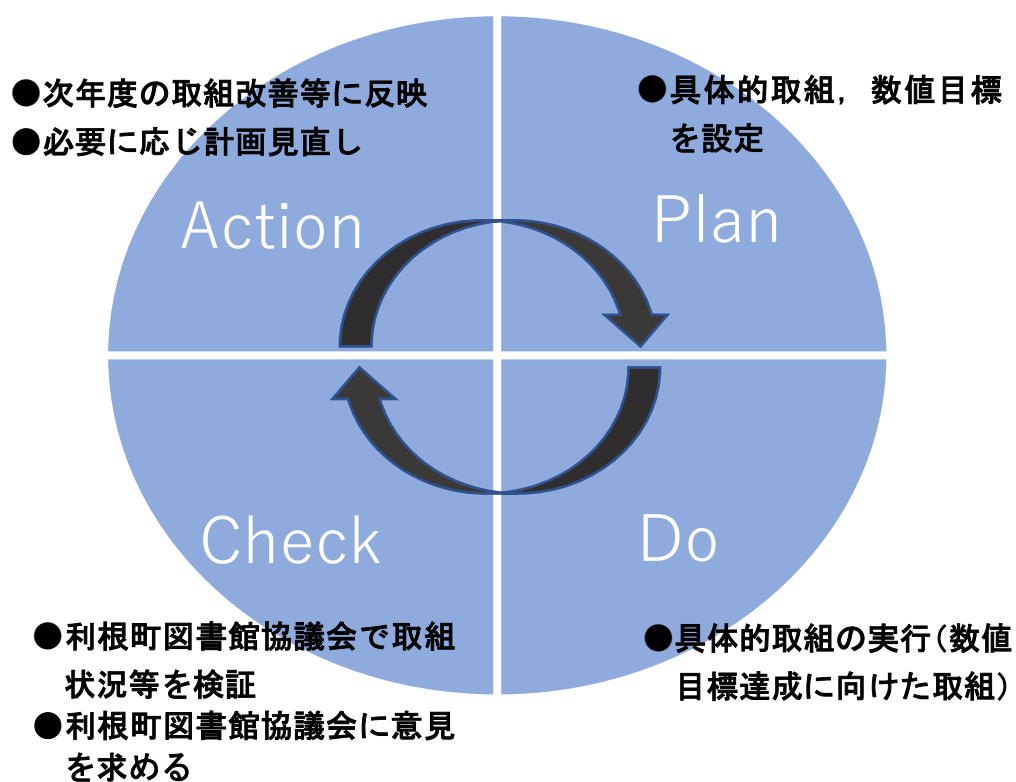
指標	実績			令和10年度 目標値	備考	
	基準年度	実績値				
不読率	令和5年度	小学2年生 小学5年生 中学2年生	4.5% 6.5% 16.5%	小学2年生 小学5年生 中学2年生	3% 5% 15%	アンケート調査
本を読むことが「好き、どちらかというと好き」と答えた児童生徒の割合	令和5年度	小学2年生 小学5年生 中学2年生	83.4% 83.6% 69.2%	小学2年生 小学5年生 中学2年生	85% 85% 75%	アンケート調査
本の入手方法の中で町図書館の選択率【町図書館】	令和5年度	小学2年生 小学5年生 中学2年生	17.4% 12.3% 7.2%	小学2年生 小学5年生 中学2年生	25% 25% 15%	アンケート調査
本の入手方法の中で学校図書館の選択率【学校図書館】	令和5年度	小学2年生 小学5年生 中学2年生	31.2% 32.5% 8.6%	小学2年生 小学5年生 中学2年生	40% 40% 20%	アンケート調査
子ども（中学生以下）一人当たりの年間貸出冊数【町図書館】	令和元年度 (※1)		21冊		25冊	実績データ

※1 新型コロナウイルス感染拡大により休館等の措置がなかった令和元年度を実績値とした。

3 計画の進行管理

計画の進行管理は、利根町図書館協議会において計画の進捗状況を検証し、取り組みに対する助言を行うものとし、その助言を基に必要なに応じて計画の見直しを行います。

◆ PDCA サイクルによる計画の進行管理



資料編

資料1 子どもの読書活動に関するアンケート調査

資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料3 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する衆議院文部科学委員会における附帯決議

資料4 文字・活字文化振興法



資料 1 子どもの読書活動に関するアンケート調査

(1) アンケート調査の目的

本町の子どもの読書環境や読書意識等の現状を把握し、子どもの読書活動に影響を与える要因とその関連性を明らかにすることにより、第2次計画策定の基礎資料とすることを目的とします。

(2) 調査対象

- ・ 小学校2年生・小学校5年生の児童及び中学校2年生の生徒
- ・ 小学校2年生・小学校5年生・中学校2年生の保護者

(3) 調査方法及び期間

1) 調査方法

- 児童・生徒は、学校のタブレット端末で 구글フォームに回答
- 保護者は、学校を通し 구글フォームのリンクを記載したアンケート依頼文書を配布。自宅で 구글フォームに回答

2) 調査期間

令和5年7月4日（火）～7月20日（木）

(4) 調査対象人数及び回答率

◆児童・生徒

対象者	対象人数	回答数	回答率
小学2年生	73人	66人	90.4%
小学5年生	97人	91人	93.8%
中学2年生	108人	91人	84.3%

◆保護者

対象者	対象人数	回答数	回答率
小学2年生保護者	73人	32人	43.8%
小学5年生保護者	97人	43人	44.3%
中学2年生保護者	108人	32人	29.6%

《児童・生徒に対するアンケート調査結果の詳細》

◆ 問1 あなたは本を読むことが好きですか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
好き	56.1%	36.3%	35.2%
どちらかというが好き	27.3%	47.3%	34.0%
どちらからといえば嫌い	7.5%	9.9%	22.0%
嫌い	9.1%	6.5%	8.8%

◆ 問2 あなたは1か月に何冊くらい本を読みますか？（教科書，マンガ，雑誌を除く）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
11冊以上	28.8%	26.4%	5.5%
6～10冊	12.1%	20.9%	5.5%
3～5冊	25.8%	34.1%	27.5%
1～2冊	28.8%	12.1%	45.0%
読まない	4.5%	6.5%	16.5%

（問2で，1冊以上読むと回答した方）

◆ 問2-1 本を読むときは，どのようにして手に入れますか？（答えは2つまで）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
家にある本を読む	33.0%	31.2%	28.1%
本屋さんで買う	13.8%	20.1%	46.0%
町の図書館で借りる	17.4%	12.3%	7.2%
学校の図書室で借りる	31.2%	32.5%	8.6%
友達や家族から借りる	3.7%	3.9%	9.4%
その他	0.9%	—	0.7%

（問2で，1冊以上読むと回答した方）

◆ 問2-2 読む本をどのように選んでいますか？（答えは2つまで）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
自分で探して	44.9%	58.1%	53.2%
図書館や学校の図書室でおすすめの本	23.4%	12.4%	7.1%
友達にすすめられて	12.1%	7.7%	10.3%
先生や家族にすすめられて	10.3%	4.7%	4.8%
流行っている本	9.3%	13.9%	21.4%
その他	—	3.2%	3.2%

(問2で、読まないと回答した方)

◆ 問2-3 本を読まないのはなぜですか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
テレビやゲームなど、他の遊びの方が楽しい	25.0%	28.6%	52.4%
どんな本を読んだらいいかわからない	—	—	4.8%
部活や習い事などで忙しく、読む時間がない	25.0%	14.2%	19.0%
本を読むのが苦手	50.0%	28.6%	14.3%
その他	—	28.6%	9.5%

◆ 問3 あなたは本や紙芝居を読んでもらったことがありますか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
よく読んでもらった	42.4%	27.5%	25.3%
ときどき読んでもらった	36.4%	42.9%	50.5%
あまり読んでもらったことがない	9.1%	14.3%	13.2%
まったく読んでもらったことがない	3.0%	1.0%	1.1%
覚えていない	9.1%	14.3%	9.9%

(問3で、「よく読んでもらった」、「ときどき読んでもらった」と回答した方)

◆ 問3-1 読んでくれたのは誰ですか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
家族	36.7%	28.6%	33.3%
保育園や幼稚園の先生	39.2%	33.6%	40.2%
学校や児童クラブの先生	5.1%	19.4%	17.1%
図書館の人	17.7%	14.3%	7.7%
その他	1.3%	4.1%	1.7%

問4 あなたは学校の図書室をどれくらい使っていますか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
週に3回以上使う	50.0%	24.2%	3.3%
週に1～2回使う	31.9%	42.9%	2.2%
月に1～2回使う	9.1%	19.8%	8.8%
ほとんど使わない	4.5%	11.0%	49.4%
使わない	4.5%	2.1%	36.3%

問5 あなたは町の図書館をどれくらい使っていますか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
月に4回以上使う	24.3%	5.4%	1.0%
月に1～3回使う	33.3%	29.7%	15.4%
ほとんど使わない	19.7%	39.6%	47.3%
使わない	22.7%	25.3%	36.3%

(問5で、「月に4回以上使う」、「月に1～3回使う」と回答した方)

◆ 問5-1 どんな時に図書館を使いますか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
宿題など調べものをするため	33.3%	17.0%	18.1%
読みたい本を借りるため	36.8%	63.9%	36.4%
図書館の行事に参加するため	8.8%	—	—
勉強するため	17.6%	17.0%	45.5%
その他	3.5%	2.1%	—

(問5で、「ほとんど使わない」、「使わない」と回答した方)

◆ 問5-2 図書館を使わないのはなぜですか？(答えは2つまで)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
行く時間がない	35.0%	41.3%	43.6%
遠くて行くことができない	10.0%	18.6%	8.2%
図書館の使い方がわからない	15.0%	2.5%	0.9%
読みたい本がない	20.0%	15.0%	21.8%
本に興味がない	15.0%	13.8%	19.1%
その他	5.0%	8.8%	6.4%

◆ 問6 あなたは電子書籍を読んだことがありますか？また、読んでみたいと思いますか？

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
読んだ、今後も読む	27.3%	17.6%	41.7%
読んだ、今後は読まない	7.6%	5.4%	7.7%
読んでいない、今後読みたい	31.8%	48.4%	25.3%
読んでいない、今後も読まない	33.3%	28.6%	25.3%

◆ 問7 利根町図書館に希望することは何ですか？（答えは2つまで）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生
おもしろい本を置いて欲しい	51.9%	40.6%	54.0%
調べ物や宿題で役立つ本を置いて欲しい	23.6%	24.6%	22.6%
本のことを教えて欲しい	9.4%	5.1%	4.0%
読み聞かせや映画会など行事を増やして欲しい	12.3%	21.7%	11.3%
その他	2.8%	8.0%	8.1%

《保護者に対するアンケート調査結果の詳細》

◆ 問1 あなたとお子さんの関係を教えてください。

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
父	9.4%	7.0%	—
母	90.6%	93.0%	100%
祖父	—	—	—
祖母	—	—	—
その他	—	—	—

◆ 問2 あなたのお子さんは、本（読書）が好きだと思いますか？

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
好き	25.0%	23.3%	6.3%
どちらかというが好き	46.9%	48.8%	28.1%
どちらかといえば嫌い	28.1%	20.9%	50.0%
嫌い	—	7.0%	15.6%

◆ 問3 あなたのお子さんは、自分でどのくらいの本を読んでいますか？（教科書，マンガ，雑誌を除く）

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
ほぼ毎日	28.1%	13.9%	—
週に3回くらい	15.6%	16.3%	12.5%
週に1回くらい	21.9%	30.2%	12.5%
月に1～2回	21.9%	16.3%	37.5%
読まない	12.5%	23.3%	37.5%

◆ 問4 お子さんが小さいころ、読み聞かせはしていましたか？

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
よくしていた	50.0%	25.6	31.3%
ときどきしていた	34.4%	51.2	50.0%
あまりしていない	15.6%	23.2	15.6%
したことがない	—	—	3.1%

◆ 問5 読み聞かせをすることは、大切だと思いますか？

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
大切だと思う	93.8%	81.4%	90.6%
大切だと思わない	—	—	—
どちらともいえない	6.2%	14.0%	9.4%
わからない	—	4.6%	—

◆ 問6 あなたご自身は読書がお好きですか？

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
好き	28.1%	14.0%	25.0%
どちらかというが好き	50.0%	55.8%	28.1%
どちらかといえば嫌い	18.8%	25.6%	34.4%
嫌い	3.1%	4.6%	12.5%

◆ 問7 あなたのご家庭では、本（読書）について話をすることがありますか？

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
よく話す	15.6%	—	3.1%
ときどき話す	46.9%	53.5%	53.1%
ほとんど話さない	37.5%	34.9%	25.0%
話さない	—	11.6%	18.8%

◆ 問8 あなたやご家族の方は、町の図書館をどのくらい利用されますか？

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
週に1回くらい	3.1%	4.6%	3.1%
月に1～2回	18.8%	14.0%	6.3%
1～2か月に1回	6.2%	7.0%	12.5%
年に数回	28.1%	25.6%	25.0%
ほとんど利用していない	43.8%	48.8%	53.1%

(問8で、「週に1回くらい」、「月に1～2回」、「1～2か月に1回」、「年に数回」と回答した方)

◆ 問8-1 その理由は何ですか？ (複数回答可)

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
自分の読書のため	28.0%	14.3%	39.1%
子どもの本を借りるため	68.0%	67.9%	52.2%
映画会やおはなし会などのイベント参加のため	—	10.7%	—
その他	4.0%	7.1%	8.7%

(問8で、「週に1回くらい」、「月に1～2回」、「1～2か月に1回」、「年に数回」と回答した方)

◆ 問8-2 あなたやご家族の方が町の図書館に行くとき、お子さんを連れていきますか？

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
いつも連れて行く	72.2%	63.6%	40.0%
ときどき連れて行く	27.8%	27.3%	33.3%
あまり連れて行かない	—	9.1%	26.7%
まったく連れて行かない	—	—	—

◆ 問9 ブックスタート事業でお配りした絵本は活用されましたか？ (3～4か月健診、または小学校1年生への配布絵本)

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
活用した	78.1%	60.5%	62.4%
活用しなかった	12.5%	7.0%	18.8%
覚えていない	6.3%	30.2%	18.8%
その他	3.1%	2.3%	—

◆ 問10 子どもたちがもっと本を読むようになるには、どうすればよいと思いますか？ (複数回答可)

	小学2年保護者	小学5年保護者	中学2年保護者
家族が本の読み聞かせをする	22.9%	11.2%	11.9%
周りの大人が本の面白さを教える	15.7%	17.4%	15.5%
家族が本を読む姿を見せる	15.7%	14.3%	13.1%
テレビ、ゲーム、パソコンなどの時間を短くする	6.0%	14.3%	21.4%
図書館や書店へ家族で出かける	21.7%	21.4%	20.2%
図書館、図書室で子どもが読みたいと思える本を増やす	14.4%	20.4%	15.5%
その他	3.6%	1.0%	2.4%

資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料 3 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する衆議院文部科学委員会
における附帯決議

(平成13年11月29日 衆議院本会議議決)

(平成13年12月 5日 参議院本会議議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料4 文字・活字文化振興法

(平成17年法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の^{かん}涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の^{かん}涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の^{かん}涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の^{かん}涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の^{かん}涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

利根町子ども読書活動推進計画（第2次）

発 行 令和6年（2024年）3月

編集・発行 利根町教育委員会

主 管 課 利根町教育委員会 利根町図書館
〒300-1632
茨城県北相馬郡利根町下曾根278-1
電話 0297-68-8868
FAX 0297-68-2499
Email tosyo@town.tone.lg.jp